

日薬正会員各位

公益社団法人 日本薬剤師会

薬剤師賠償責任保険 加入のご案内



薬 剤師賠償責任保険は、日薬正会員である薬剤師の皆様が安心して日々の業務に専念できるよう、薬剤師業務における偶然な事故によって、被害者に対して法律上の賠償責任を負うことにより被る損害に対して保険金が支払われる制度です。

CHECK POINT

■今年度の改定概要

- 補償内容の充実（基本（現行）プランとさらに充実した補償の充実プラン、2つのプランが選択できるようになりました。）
 - 高額保険金額（補償限度額）のプラン導入（充実プラン）
 - 見舞金や見舞品購入費用をご負担された場合のプランを導入（充実プラン）
 - 自己負担額撤廃（全プラン）
- 低廉な保険料（合理的な保険料水準となっております。）
- 加入利便性の向上（入金して翌日から補償開始となりました。）

1 補償内容について

補償内容(対象となる事故)	基本プラン 保険金額(補償限度額)	充実プラン 保険金額(補償限度額)
医薬品・商品等に係わる事故 ・調剤した医薬品や販売した商品等によって、また、患者・消費者に対して行った誤った情報提供によって、他人の身体を害した場合の損害賠償金、弁護士費用 初期対応弁護士費用(改定) NEW (注1) ・患者・消費者に健康被害が発生するおそれがある場合、患者・消費者の対応について相談する弁護士費用 ※初期対応弁護士費用は基本・充実プラン両契約に新たに付帯されます。	1事故1.5億円 (保険期間中4.5億円)	1事故2億円 (保険期間中6億円) (改定) NEW
初期対応サポート特約(改定) NEW (注2) (被害者対応費用担保追加条項) ・調剤誤りなどに伴い患者・消費者に健康被害が発生するおそれがある場合、患者・消費者の対応に要した見舞金や見舞品購入費用(実費) (事故対応特別費用担保追加条項) ・調剤誤りがあったことから、補償対象となる損害が発生するおそれがある場合、弁護士費用に加え事故現場の保存及びその記録に要する費用などの初期対応費用		(被害者対応費用担保追加条項) ・被害者1名:5万円(改定) NEW ※死亡または後遺障害が生じた場合5万円・入院した場合3万円・上記以外の場合1万円(保険期間中:20万円) (事故対応特別費用担保追加条項) ・1,000万円限度(改定) NEW
業務遂行中の法律上の賠償事故 ・患者・消費者に身体障害を負わせたり、死亡させた事故 薬局契約のみ ・従業員が患者・消費者の財物を損壊した事故	対人1名につき 3,000万円 対人1事故につき 1億円 対物1事故につき 750万円	対人1名につき 5,000万円(改定) NEW 対人1事故につき 1億円 対物1事故につき 1,500万円(改定) NEW
薬局契約のみ(施設・設備に起因する事故) ・当該店舗の建物・設備に起因して生じた事故	預かった財物に関する事故 1事故/期間中 50万円	預かった財物に関する事故 1事故/期間中 50万円
	対人1名につき 3,000万円 対人1事故につき 1億円 対物1事故につき 750万円	対人1名につき 5,000万円(改定) NEW 対人1事故につき 1億円 対物1事故につき 1,500万円(改定) NEW

※上記補償については、自己負担額はございません。(改定:今年度自己負担額撤廃しました。) NEW
 ※「預った財物に関する事故」で保険金をお支払いした場合には、お支払いした保険金の額を控除した残額をもって、その事故発生日以降の保険期間におけるこの「受託物」の補償限度額とします。
 (注1)初期対応弁護士費用特約とは、初期対応弁護士費用に関する追加条項のことをいいます。
 (注2)初期対応サポート特約とは、被害者対応費用担保追加条項と、事故対応特別費用担保追加条項をセットしたものです。

2 保険期間と保険料

1 保険期間

平成25年2月15日午後4時からの1年間 [申込み締切日2月14日]

CHECK POINT

■今年度より中途加入については、随時受付けております。(改定)

- 新規加入・更新手続き加入の場合
申込み締切日:平成25年2月14日(郵便局受付日)
保険期間:平成25年2月15日午後4時から平成26年2月15日午後4時まで
- 中途加入の場合
申込み締切日:入金日(郵便局受付日)の翌日からご加入
保険期間:上記入金日の翌日0時から平成26年2月15日午後4時まで

2 保険料

① 薬剤師契約(薬剤師個人としての責任を問われた場合に対する賠償責任保険契約)

	年間保険料	中途加入保険料		
入金日(郵便局受付日)	2月14日以前	2月15日~6月13日	6月14日~10月13日	10月14日~2月13日
保険始期日(補償対象日)	2月15日	郵便局受付日の翌日	郵便局受付日の翌日	郵便局受付日の翌日
基本プラン保険料	1,950円	1,950円	1,300円	650円
充実プラン保険料	2,850円	2,850円	1,900円	950円

② 薬局契約(開設者(個人・法人)もしくは管理薬剤師としての責任を問われた場合に対する賠償責任保険契約)

	年間保険料	中途加入保険料		
入金日(郵便局受付日)	2月14日以前	2月15日~6月13日	6月14日~10月13日	10月14日~2月13日
保険始期日(補償対象日)	2月15日	郵便局受付日の翌日	郵便局受付日の翌日	郵便局受付日の翌日
基本プラン	従業員数1名	3,600円	3,600円	2,400円
	従業員数2名	3,750円	3,750円	2,500円
	従業員数3名	3,900円	3,900円	2,600円
	従業員数4名	4,050円	4,050円	2,700円
	従業員数5名以上	4,200円	4,200円	2,800円
充実プラン	従業員数1名	4,500円	4,500円	3,000円
	従業員数2名	4,650円	4,650円	3,100円
	従業員数3名	4,800円	4,800円	3,200円
	従業員数4名	4,950円	4,950円	3,300円
	従業員数5名以上	5,100円	5,100円	3,400円

③ 保険期間の途中で、基本プランから充実プランに変更する場合の追加保険料

	中途加入保険料		
入金日(郵便局受付日)	2月15日~6月13日	6月14日~10月13日	10月14日~2月13日
保険始期日(補償対象日)	郵便局受付日の翌日	郵便局受付日の翌日	郵便局受付日の翌日
変更保険料	900円	600円	300円

注) 1. 従業員数は、加入者ご本人、当該店舗に勤務する薬剤師・非薬剤師(事務員・パートを含みます。)の合計人数(保険加入時点)です。また、加入日以降の従業員増減による保険料の追加徴収・返金はありません。
 2. 従業員数1名とは開設者または管理薬剤師のみの店舗で、他の従業員(薬剤師以外の従業員も)がいない場合です。
 3. 法人として複数店舗を開業している場合の薬局契約は、日薬正会員であるそれぞれの店舗の管理薬剤師の方がご加入ください。
 4. 薬局契約の保険料には、加入された開設者(個人・法人)もしくは管理薬剤師の方の薬剤師契約分の保険料を含んでいます。
 5. 3のご加入方法は必ずお読みください。また、Q&Aもご参照ください。

3

ご加入方法

日薬正会員

加入申込みには日薬会員番号が必要

CHECK POINT

薬剤師契約と薬局契約の違いは??

薬剤師契約に、監督者責任が上乗せになった契約が薬局契約です。従業員の方々が行った事故による備え、また、店舗の設備などの事故も補償となります。薬局契約には加入申込された方本人の薬剤師契約が含まれています。

日薬会員名簿で「薬局」「病院・診療所」「店舗販売業」として登録されている日薬正会員である薬剤師の方

薬剤師契約へ

日薬会員登録されている勤務先または自宅での加入

日薬会員名簿で薬局、店舗販売業の個人の「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」として登録されている日薬正会員である薬剤師の方

複数店舗を開業している場合は、日薬正会員であるそれぞれの店舗の管理薬剤師

薬局契約へ

日薬会員登録されている場所での加入

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 従業員数 1名
2名
3名
4名
5名以上 | <ol style="list-style-type: none"> 従業員数は、加入者ご本人、当該店舗に勤務する薬剤師・非薬剤師(事務員・パートを含みます。)の合計人数(保険加入時点)です。また、加入日以降の従業員増減による保険料の追加徴収・返金はありません。 従業員数1名とは開設者または管理薬剤師のみの店舗で、他の従業員(薬剤師以外の従業員も)がいない場合です。 法人として複数店舗を開業している場合の薬局契約は、日薬正会員であるそれぞれの店舗の管理薬剤師の方がご加入ください。 |
|-----------------------------------|---|

補償内容の選択

①補償内容をより充実させたい

例えば
・人の身体への影響も考えられるリスクであるから、より高額な補償額を求められることがあるのでは…高額賠償対応(対人2億円)
・賠償金を支払わずにお見舞金によって解決になることも考えられる…初期対応費用の見舞金対応

充実プランへ (保険料年間900円アップ)

②現在の補償のままでいい

例えば
・保険料はそのままがいい

基本プランへ

※充実プランでご加入の会員で、初期対応費用の被害者対応費用追加条項の見舞金制度にて、事故多発の会員は翌年基本プランでのお引受となります。

4

お支払事例

事例

1. 下記のような事故が支払対象となります。(薬剤師契約、薬局契約)

- ・処方せんに記載された薬剤の指示を読み間違え、10倍量を調剤し患者に渡してしまった。服用した患者の身体に異常が発生し、治療を要した。その結果、調剤した薬剤師が賠償請求を受けた。
- ・服薬指導において、患者に誤った服用方法を指示してしまい、薬を服用した患者の容態が悪化し、治療を要した。その結果、当該薬剤師が賠償請求を受けた(医薬品の販売または授与の有無は問いません)。
- ・店内で商品を陳列している際に、患者に接触しケガを負わせてしまい、当該薬剤師が賠償請求を受けた。

2. 開設者責任を伴う薬局契約では、上記に加え、下記事例も対象となります。(薬局契約のみ)

- ・従業員が、患者・消費者に医薬品、医薬部外品、健康食品等を渡す際に誤った説明をしてしまい、服用・使用した患者・消費者に偶発的な症状が発生し、治療を要した。その結果、当該店舗の使用者もしくは監督者が賠償請求を受けた。
- ・店舗内の床が濡れていたため、患者・消費者が足を滑らせ転倒しケガをした。その結果、当該店舗の使用者もしくは監督者が賠償請求を受けた。

3. 充実プランでは、上記に加え、下記事例も対象となります。(充実プランのみ)

- ・調剤誤りなど(※)が発生したことにより、健康被害が発生しなかったが、菓子折り見舞品を持参したため、費用負担が発生した。
※①分量誤り ②薬品誤り(期限切れなども含む) ③誤って他人の薬を渡す ④説明不足が起因した患者の使用誤り等
- ➔調剤誤りなどの事故が発生した場合には、賠償金を支払わずにお見舞金によって解決になることも考えられます。
- ★患者に健康被害の兆候が見られなくても、調剤誤りに伴うクレームへの対応など、事故時には見舞対応に係わる費用が生じることも考えられます。
ぜひ、充実プランへのご加入ください。

お支払いする保険金

- (1)法律上の損害賠償金 ①身体賠償事故の場合 治療費、休業損失、慰謝料②財物賠償事故の場合 修理費、再調達費など
(2)被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
(3)訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの事前承認が必要です)
※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

5

保険加入の手続き



同封の郵便払込取扱票をご使用のうえ、最寄りの郵便局よりお振り込みください。

郵便局で記入します。

払込取扱票	
00 東京 口座記号番号 001403 94449	金額 千 百 十 万 千 百 十 円 ￥5100
加入者名 公益社団法人 日本薬剤師会 賠償口	振替払込請求書兼受領証 口座記号番号 001403 94449 加入者名 公益社団法人 日本薬剤師会賠償口 金額 千 百 十 万 千 百 十 円 ￥5100 おなまえ 二チヤク薬局 日薬太郎 様 日 附 印 料 金 円 備考
住所等の変更時には、所属都道府県薬剤師会宛、必ず変更届をご提出願います。 ※同封の「薬剤師賠償責任保険のご案内」をよくお読みの上、お申込みください。 住 所 東京都新宿区四谷 3-3-1 (電話番号 03-3353-1190) 店舗名 二チヤク薬局 薬剤師氏名 日薬太郎 薬剤師番号 2009215 123456	保険加入依頼書をつける 契約種類 充実 基本 薬剤師契約 従業員数 1名 2名 3名 4名 5名以上

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第36580号) これより下部には何も記入しないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないで出してください。

この受領証は、大切に保管してください。

打出し事項に誤りや変更がある場合は訂正してください。さらに所属の都道府県薬剤師会宛に変更届を提出してください。変更届が未提出の場合は、当保険に加入できない場合がありますのでご注意ください。

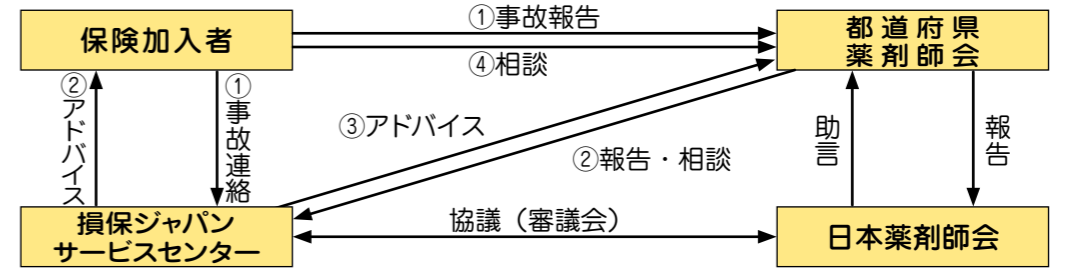
ご希望の契約種類(充実か基本、薬局契約の場合は従業員数)を○で囲んでください。

- ※日薬を退会されたり、この保険を途中で脱退される場合は、既に振込済の保険料は返金いたしません。
- ※保険料を誤って多く払込みされた場合、その差額から返金に要する費用を差し引いた額をご返金いたします。なお、差額によりご返金出来ない場合もあります。
- ※必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違していると保険契約が解除となる場合や保険金をお支払い出来ない場合があります。
- ※この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は、必ずお申し出ください。
- ※保険始期後、約2か月で損保ジャパンよりご契約住所(ご加入時の払込人住所氏名・通信欄記載の住所)に「加入者証」が直送されます。加入者証が届くまでは、振込時に郵便局より発行された受領証を保管しておいてください。

今年度より、充実、基本の選択方式の加入申込方法になりますので、必ずプランを確認のうえお振り込みください。

6

事故発生時の対処のしかた

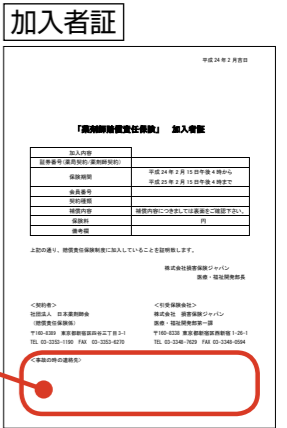


事故発生時

1. 調剤事故が起きたら

損保ジャパンサービスセンターおよび都道府県薬剤師会へご連絡
 被害者の方への最初の対応は不明な点や不安なことが多くあると思います。ご相談を受けた損保ジャパンサービスセンターでは専門担当者につなぎ事故発生時の被害者への対応や円満解決にむけたアドバイスなどをわかりやすくお伝えいたします。

損保ジャパンサービスセンターの連絡先は新たに送付される加入者証に記載されておりますのでご確認ください。あわせて都道府県薬剤師会への事故報告もお願いします。



2. 被害者(患者・消費者等)への対応

- ①賠償責任の有無にかかわらず、誠意をもって対応してください。
- ②被害者やその家族をお見舞いし、相手方の言い分をよく聞いてください。専門家に相談のうえ善処する旨を伝え、軽率な回答をしないような配慮が必要です。

3. 被害者が賠償請求を起こした

弁護士を必要とする事故の場合は、損保ジャパンサービスセンターよりご紹介することができます。その場合の費用も保険金から支払われます。

4. 賠償請求の内容や金額の確認

賠償金をお支払します。

初期対応費用
 初期対応弁護士費用がお支払対象可能となります。

損保ジャパンは、事故が起きたと同時に随時アドバイスを行い、また随時ご相談を承ります。被保険者(保険の補償を受けられる方)は、損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。

※本保険では一部の自動車保険と異なり、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

！ 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故報告書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
② 処方箋(原本もしくは写し)	
③ 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④ 見舞金を支払った事実がわかる書類	見舞品購入費用の場合：領収証等 基本は左記対応としますが見舞金を支払った場合、薬局出納記録等を出してもらうことでも対応可能です。
⑤ 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
⑥ 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑦ 被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

！ 万一事故が発生した場合は、以下の対応も行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応をしなかった場合は、保険金の一部を差し引いて支払いを行う場合があります。

- 以下の事項をできるだけ早く通知してください。
 - 〈1〉 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 〈2〉 上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 〈3〉 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、できるだけ早く損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、できるだけ早く通知してください。

！ 損保ジャパンは、保険金を被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内にお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

！ 保険の対象とならない主な場合(薬剤師契約、薬局契約とも)

- 医薬品等危険について
 - ①保険加入者(被保険者)が故意、または重過失により法令に違反して製造・販売もしくは引き渡した商品等に起因する賠償責任
 - ②医薬品や商品の不良等により、本来メーカーが持つべき責任を肩代わりしたため、あるいは患者・消費者との間で、約束を取り交わしたために加重された賠償責任
 - ③欠陥のあった医薬品、医療・介護用具等を取り換え、または修理するために要する費用
 - ④患者・消費者に直接手渡されず、再び転売された医薬品等によって生じた賠償責任
 - ⑤保険加入者(被保険者)または従業員が勤務中に被った身体障害
 - ⑥患者・消費者に身体異常が発生しないで提起された請求。ただし、充実プランにご加入の場合、患者に身体異常が発生するおそれがある場合、見舞金が保険金のお支払いの対象となります。
 - ⑦商品または薬剤師法に定める業務のかしに基づく、商品または業務の目的物の滅失、き損もしくは汚損それ自体の賠償責任
 - ⑧薬剤師法の規程に違反して行った業務に起因する賠償責任
 - ⑨名誉き損、または秘密漏えいに起因する賠償責任
 - ⑩生産物が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる賠償責任 など
- 施設危険について
 - ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
 - ②自動車(原動付自転車を含みます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ③給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家具用器具から排出、漏えい、汜らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
 - ④屋根、とい、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 など
- 受託物危険について
 - ①受託物の自然の消耗もしくはかしままたは受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)またはねずみ食いもしくは虫食いなどに起因する賠償責任
 - ②受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の滅失、き損、汚損または盗取に起因する賠償責任
 - ③受託物が貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・宝石・貴金属・美術品・骨董品・勲章・き章その他これらに類する物であった場合、その滅失、き損、汚損または盗取に起因する賠償責任 など

7 Q&A

Q1 私は薬剤師であり開設者(日薬会員)ですが、妻も日薬の会員で管理薬剤師です。他の従業員は息子(薬剤師で日薬会員)、息子の嫁(非薬剤師)とその他にパート(非薬剤師)の5名です。この場合、どのような加入方法がありますか？



A 薬剤師賠償責任保険に加入するには次のような方法があります。

私あるいは妻 妻あるいは私 息子

開設者の本人または管理薬剤師である奥さんのどちらかが薬局契約にご加入になれます。薬局契約は、他の従業員が起こした事故により、監督者としての責任も問われたときの保険です。また、数店舗ある場合は各店舗の管理薬剤師での加入になります。

薬局契約には、あらかじめ加入される方(日薬太郎さんまたは奥さんのいずれか一人)の薬剤師契約が含まれています。ただし、その他正会員である薬剤師の方々が薬剤師個人の責任を問われた場合には、薬局契約の補償対象外となります。このような場合には、薬局契約とは別に、あらかじめその他正会員である薬剤師の方が薬剤師契約にご加入される必要があります。

Q2 (Q1の場合で)息子の嫁はこの保険に入れませんか？
A お嫁さんは、この保険にご加入になれません。ただし、事故を起こした場合、本人あるいは奥さんが薬局契約に加入していれば、管理責任部分については、保険金支払いの対象となります。

Q3 薬局契約の従業員数はどの様に数えるのでしょうか？
A 従業員数は、加入者であるご本人を含め、保険にご加入時点の店舗に勤務する全員(薬剤師以外のアルバイト・パート、事務員も含みます。)の人数です。

Q4 薬局契約と薬剤師契約の違いは？
A 薬局契約は、開設者(個人・法人代表者)もしくは管理薬剤師としての責任を問われた場合に対する保険です。よって、店舗に勤務されている管理薬剤師以外の日薬正会員個人に対する責任はこの保険の対象となりません。個人の責任を補償する為には、薬剤師契約へのご加入をおすすめします。なお、薬局契約は、施設・設備に起因する事故も対象となります。

Q5 実務実習が義務化されたことに伴い、実習生が起こした事故は薬剤師賠償責任保険の対象になりますか？
A 指導薬剤師本人が加入していれば、指導薬剤師の管理の下で行う実習の事故については当該保険の対象となります。

8

ご加入に当たってのご注意事項

- この保険は賠償責任保険普通保険約款および薬剤師特約条項その他の追加条項等によって構成されています。詳細につきましては、保険会社までお問合せください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入者証にてご確認ください。（中途加入の場合）

ご加入の際にご注意いただくこと

- ご加入の際には、払込取扱票の打出し内容をご記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、払込取扱票をご利用ください。
- 告知義務（ご契約締結時における注意事項）
 - (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
【告知事項】 加入依頼書（払込取扱票）の記載事項すべて
 - (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他ご注意ください

- 通知義務（ご契約締結後における注意事項）
 - (1) 保険契約締結後、以下の告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ所属都道府県薬剤師会までご通知ください。
 加入依頼書（払込取扱票）の告知事項等、記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
 （注）加入依頼書（払込取扱票）等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ所属都道府県薬剤師会にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、できるだけ早く所属都道府県薬剤師会にご通知が必要となります。
 - (2) 上記のご通知をいただかないと、損保ジャパンから重要なお知らせができないことがあります。
- この保険は営業または事業のための契約でありクーリングオフ制度の対象ではありません。
- 個人情報の取扱い
 団体契約の契約者である公益社団法人日本薬剤師会は、本契約に関する日薬会員の個人情報を、引受保険会社に提供します。
 引受保険会社は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、引受保険会社のホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。お問い合わせ先までお問い合わせ願います。
 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
 なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険会社との間で問題を解決できない場合
 （指定紛争解決機関）
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

.....

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
 (ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料>
 PHS・IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください
 受付時間 平日：午前9時15分～午後5時
 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
 インターネットホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

.....

9

加入内容の確認ならびに変更

- 1 保険始期後、約2か月で損保ジャパンよりご契約住所（ご加入時の払込人住所氏名・通信欄記載の住所）に、『加入者証』が直送されます。加入者証が届くまでは、振込時に郵便局より発行された受領証を保管しておいてください。
 ※3ヶ月を経過しても届かない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。
- 2 保険加入後に氏名、薬局名、管理薬剤師名に変更があったときは、必ず郵便（ハガキ等）またはFAXで変更届を日本薬剤師会賠償責任保険係までご提出ください。併せて会員登録内容の変更も必要となりますので、所属の都道府県薬剤師会宛に必ず変更届を提出してください。
 （注：薬局契約にご加入の場合で、管理薬剤師の変更時には、前任の方は無保険の状態になりますのでご注意ください。）また、会員登録内容については、損保ジャパンでは受付られませんのでご注意ください。
 薬局の住所変更の場合、薬局契約については、原則再度加入し直していただきます。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 ご加入者以外の被保険者（保険の対象となる方、補償を受けられる方など）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

お
問
い
合
わ
せ
先

契約者

〒160-8389 東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル
公益社団法人日本薬剤師会（賠償責任保険係）
電話 03 (3353) 1190（直通） FAX03 (3353) 6270

引受保険会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
株式会社損害保険ジャパン医療・福祉開発部第一課
電話 03 (3348) 7629 FAX03 (3348) 0594

（受付時間：平日午前9時～午後5時）

※2013年5月7日（火）より損保ジャパン医療・福祉開発部第一課は、
移転となります。

移転先：〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

連絡先：電話 03 (3593) 6435 FAX03 (3593) 6554

事故発生時の連絡先

加入者証記載の損保ジャパンサービスセンターもしくは
事故発生時の連絡所属の都道府県薬剤師会

